

令和5年11月22日提出

令和5年12月市議会定例会議案

(議案第87号から議案第107号まで)

木更津市

令和5年12月市議会定例会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第87号	令和5年度木更津市一般会計補正予算（第6号）	財務部	別冊
議案第88号	令和5年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	市民部	別冊
議案第89号	令和5年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	市民部	別冊
議案第90号	令和5年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第2号）	福祉部	別冊
議案第91号	令和5年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）	経済部	別冊
議案第92号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	1
議案第93号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	2
議案第94号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部	3
議案第95号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	11
議案第96号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	12
議案第97号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	16
議案第98号	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育部	17
議案第99号	木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について	市民部	18
議案第100号	木更津市老人福祉センターの指定管理者の指定について	福祉部	19

議案第101号	木更津市霊園の指定管理者の指定について	環 境 部	20
議案第102号	小櫃堰公園の指定管理者の指定について	都 市 整 備 部	21
議案第103号	木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定について	教 育 部	22
議案第104号	工事請負契約の締結について	資 産 管 理 部	23
議案第105号	工事請負契約の締結について	資 産 管 理 部	24
議案第106号	市道路線の廃止について	都 市 整 備 部	25
議案第107号	市道路線の認定について	都 市 整 備 部	26

議案第92号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
木更津市十日市場252番地1	堀 切 由美子	昭和36年3月30日

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員實形勢津子氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、堀切由美子氏を後任の委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第93号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
木更津市羽鳥野5丁目11番地6	宮 川 絵理子	昭和56年9月9日

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員武田正次氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、宮川絵理子氏を後任の委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第94号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年木更津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を加える。

第18条の4第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条第1項)

行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500

25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	

54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	

83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			

112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
任期付 職員	170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」に改める。

第18条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和40年木更津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

第4条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年木更津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「376,000」を「380,000」に改め、同表2の項中「422,000」を「427,000」に改め、同表3の項中「472,000」を「477,000」に改め、同表4の項中「533,000」を「539,000」に改め、同表5の項中「608,000」を「615,000」に改め、同表6の項中「710,000」を「718,000」に改め、同表7の項中「830,000」を「839,000」に改める。

第8条第2項中「100分の165」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の175」」を加える。

第6条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の1

25」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月22日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正後の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

令和5年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員の給与の額等、特定任期付職員の給与の額及び期末手当の支給率並びに特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 95 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 22 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 証明交付事務嘱託員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

証明交付事務嘱託員を廃止するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第96号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和50年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第3条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯
- (ア) 単胎妊娠の場合 2,000円

- (イ) 多胎妊娠の場合 3,000円
- イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 3,334円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 5,000円
- ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 5,334円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 8,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 6,667円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 10,000円
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
 - ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 1,000円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 1,500円
 - イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 1,667円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 2,500円
 - ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 2,667円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 4,000円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 3,334円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 5,000円

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号エに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,000円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,500円

イ 第1項第2号エに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,500円

ウ 第1項第3号エに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,334円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,000円

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)等の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第97号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年木更津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第98号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例（平成20年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

本館の展示物を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）の観覧料は、無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の展示をした場合においては、市長は1日につき1,000円以内で観覧料を定め、観覧者からこれを徴収することができる。

第8条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第10条第1項及び第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

木更津市郷土博物館金のすずの利用の促進を図るため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第99号

木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津駅西口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番5
木更津駅西口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番7
木更津駅西口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目392番8
木更津駅東口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目863番6
木更津駅東口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目408番8
木更津駅東口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目407番5
木更津駅東口第4自転車駐車場	木更津市大和一丁目11番2
木更津駅東口第5自転車駐車場	木更津市富士見一丁目206番4
岩根駅西口第1自転車駐車場	木更津市岩根三丁目4611番8

2 指定管理者となる団体

東京都中央区八丁堀三丁目14番4号

友輪株式会社

代表取締役 桐山 信一

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

木更津市自転車駐車場の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第100号

木更津市老人福祉センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市老人福祉センター
木更津市十日市場826番地

2 指定管理者となる団体

木更津市潮見二丁目9番地
社会福祉法人木更津市社会福祉協議会
会長 滝口 君江

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

木更津市老人福祉センターの指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第101号

木更津市霊園の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市霊園

木更津市矢那3711番地

2 指定管理者となる団体

木更津市東太田四丁目18番8号

木更津造園建設業協同組合

代表理事 山田 孝雄

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

木更津市霊園の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第102号

小櫃堰公園の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

小櫃堰公園

木更津市祇園358番地

2 指定管理者となる団体

神奈川県横浜市青葉区荏田町489番地1

東急グリーンシステム株式会社

代表取締役 田中 徹夫

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

小櫃堰公園の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第103号

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市立少年自然の家キャンプ場

木更津市真里谷5343番地8

2 指定管理者となる団体

木更津市真里谷5150番地

一般社団法人城山会

代表理事 佐久間 政昭

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第104号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 旧中央公民館解体工事
- 2 工 事 場 所 木更津市中央一丁目15番4号
- 3 工 事 概 要 建物概要
公民館 鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積2,714.56㎡
工事概要
公民館の解体工事
- 4 契 約 金 額 168,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 5 契約の相手方 木更津市中央一丁目5番9号
株式会社キミツ鐵構建設
代表取締役 松本 信夫
- 6 契約の方法 制限付一般競争入札

提案理由

旧中央公民館解体工事の工事請負契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第105号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 工 事 名 波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）
- 2 工 事 場 所 木更津市大久保三丁目9番1号
- 3 工 事 概 要 建物概要
校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積4,571㎡
工事概要
長寿命化工事
屋上防水、外壁改修、建具改修、設備・電気等のライフラインの更新に伴う改修
トイレ改修
和式を洋式へ全面改修、多目的トイレ（1室）の設置
- 4 契 約 金 額 515,658,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 5 契 約 の 相 手 方 木更津市幸町一丁目1番6号
日建株式会社
代表取締役 重田 静枝
- 6 契 約 の 方 法 制限付一般競争入札

提案理由

波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）の工事請負契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第106号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり廃止する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 6 1 4 3 号 線	祇園二丁目796番132地先
		祇園二丁目796番132地先

提案理由

用途廃止に伴い市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第107号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和5年11月22日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 2531 号 線	長須賀字町田前527番6地先
		長須賀字町田前527番17地先
2	市 道 2532 号 線	長須賀字八反目1333番15地先
		長須賀字八反目1333番5地先
3	市 道 2533 号 線	長須賀字八反目1333番37地先
		長須賀字八反目1333番34地先
4	市 道 2534 号 線	長須賀字八反目1333番28地先
		長須賀字八反目1333番24地先
5	市 道 2535 号 線	本郷一丁目3173番10地先
		本郷一丁目3173番7地先
6	市 道 2536 号 線	高柳字西ノ谷2070番1地先
		高柳字西ノ谷2070番3地先
7	市 道 2537 号 線	高柳字西ノ谷2070番8地先
		高柳字西ノ谷2070番5地先
8	市 道 2538 号 線	長須賀字八反目1350番10地先
		長須賀字八反目1350番7地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。